

平成二十一年
八月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第二千二百二号から
第二千二百九号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
六二	秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例	〃	〃
六一	秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金条例	号外一 一四	〃
規 則			
四八	歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	二二〇八 二五	〃
告 示			
三五四	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	二二〇二 四	〃
三五五	生活保護法による指定施術者の廃止	〃	〃
三五六	生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
三五七	生活保護法による施術者の指定	〃	〃
三五八	保安林の指定	〃	〃
三五九	道路区域の変更	〃	〃
三六〇	道路の供用開始	〃	〃
三六一	農地保有合理化事業規程の変更の承認	二二〇三 七	〃
三六二	都市計画事業の事業計画の変更の承認	〃	〃
三六三	〃	〃	〃
三六四	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
三六五	保安林予定森林の指定通知	二二〇四 一一	〃
三六六	〃	〃	〃
三六七	保安林予定森林の指定通知	二二〇四 一一	〃
三六八	〃	〃	〃
三六九	都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告	〃	〃
三七〇	都市計画事業の認可の告示があつた旨の公告	〃	〃
三七一	農地保有合理化事業規程の変更の承認	〃	〃
三七二	平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施	二二〇五 一四	〃
三七三	浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表	〃	〃
三七四	道路区域の変更	〃	〃
三七五	〃	〃	〃
三七六	都市計画事業の認可の告示	二二〇六 一八	〃
三七七	道路の供用開始	二二〇七 二二	〃
三七八	保安林の指定	〃	〃
三七九	基本測量実施の通知	〃	〃
三八〇	〃	〃	〃
三八一	都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧	〃	〃
三八二	建築士法による指定事務所登録機関の指定	〃	〃
三八三	証紙売りさばき人の指定	〃	〃
三八四	入会林野整備計画の認可	〃	〃
三八五	建築基準法による道路位置の指定	二二〇八 二五	〃
三八六	生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
三八七	生活保護法による指定医療機関の変更	〃	〃
三八八	平成二十一年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会	〃	〃
三八九	証紙売りさばき人の指定	〃	〃
三九〇	都市計画事業の認可	〃	〃
三九一	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	二二〇九 二八	〃
三九二	生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
三九三	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	〃	〃
三九四	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
三九五	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
三九六	漁船損害等補償法による加入区の設定	〃	〃
三九七	入会林野整備計画の認可	〃	〃
三九八	道路区域の変更	〃	〃
公 告			
	○療育手帳システムサーバ及びプリンタの貸借に係る一般競争入札の実施	二二〇三 七	〃
	○土地改良区の役員就任の届出	〃	〃
	○土地改良区の役員就任の届出	〃	〃
	○特定調達契約に係る落札者の決定	〃	〃
	○一般競争入札の実施	二二〇五 一四	〃
	○土地改良区の役員就任及び就任の届出	〃	〃
	○土地改良区の役員就任の届出	〃	〃
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二二〇六 一八	〃
	○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 二件	〃	〃
	○県営土地改良事業計画の変更	二二〇七 二二	〃
	○条件付き一般競争入札の実施	〃	〃
	○土地改良区の役員就任及び就任の届出	〃	〃

<p>○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 二二〇八 二二五</p> <p>○財団法人都道府県会館災害共済事業 経営状況公告 ” ”</p> <p>○条件付き一般競争入札の実施 二二〇九 二二八</p> <p>○特定調達契約に係る落札者の決定 ” ”</p> <p>○土地改良区の役員の就任の届出 ” ”</p> <p>○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 ” ”</p>	<p>教育委員会規則</p>	<p>二二 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則 二二〇七 二二</p>	<p>教育委員会告示</p>	<p>一四 教育委員会会議の開催 二二〇二 四</p>	<p>教育委員会公告</p>	<p>○秋田県立中学校の生徒募集 二二〇七 二二</p> <p>○秋田県立高等学校の生徒募集 ” ”</p>	<p>選挙管理委員会告示</p>	<p>二二六 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数 二二〇三 ”</p> <p>二二七 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除 二二〇三 ”</p> <p>二二八 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任 号外一 一八</p> <p>二二九 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任 ” ”</p> <p>二三〇 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任 ” ”</p> <p>二三一 衆議院小選挙区選出議員選挙における ” ”</p>
<p>二三三 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時 ” ”</p> <p>二三三 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時 ” ”</p> <p>二三四 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>二三五 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>二三六 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>二三七 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>二三八 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 ” ”</p> <p>二三九 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 ” ”</p> <p>二四〇 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 ” ”</p> <p>二四一 政治団体の設立の届出 二二〇七 二二</p> <p>二四二 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出 ” ”</p> <p>二四三 政治団体の解散の届出 ” ”</p> <p>二四四 政治団体の収支に関する報告書 ” ”</p> <p>二四五 公職の候補者の資金管理団体の届出公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 ” ”</p> <p>二四七 個人演説会等を開催することができる施設の指定 二二〇九 二二八</p> <p>二四八 個人演説会等を開催することができる施設の指定 ” ”</p> <p>二四九 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除 ” ”</p>	<p>選挙長告示</p>	<p>第一区・一 衆議院小選挙区選出議員選挙における ” ”</p>	<p>第一区・二 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 ” ”</p> <p>第二区・一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 ” ”</p> <p>第二区・二 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>第三区・一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 ” ”</p> <p>第三区・二 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p> <p>第一区・三 衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出 号外二 ”</p> <p>第二区・三 衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出 ” ”</p> <p>第三区・三 衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出 ” ”</p>	<p>選挙分会長告示</p> <p>一 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 号外一 一八</p> <p>二 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 ” ”</p>	<p>審査分会長告示</p> <p>一 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所 号外一 一八</p>	<p>人事委員会規則</p> <p>○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合) 二二〇七 二二</p>		

及び広域連合の管理職員等の範囲)
の一部を改正する規則

公安委員会告示

八五 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施 二二〇五 一四

監査委員公告

一三 生活保護法施行事務監査に係る住民監査請求 号外一 二四

正 誤

○平成二十一年七月十日付け秋田県訓 二二〇九 二八
令第五号の正誤
○平成二十一年三月二十七日付け秋田 〃 〃
県公安委員会規則第三号の正誤
○平成二十一年五月二十九日付け秋田 〃 〃
県公安委員会規則第六号の正誤

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄